外国人雇用 成功のカギがここにある！

外国人従業員ってどうやって募集するの？

外国人技能実習制度って何？

外国人を雇用するのに必要な手続きって何があるの？

外国人従業員に対する課税ってどうなっているの？

外国人従業員も労働保険や社会保険に加入できる？

他社は外国人従業員を雇用するうえでどんなことに注意しているの？

在留資格ってどのようなもの？

すぐに使える！事例でわかる！
外国人実習・雇用実戦ガイド 改訂版

ACROSEEDグループ
佐野誠・宮川真史
野口勝哉・西澤毅

A5判・356頁
定価：本体3,600円+税

本書の特色

■外国人雇用を成功させるために必要な入管業務、在留資格、研修・技能実習制度、募集・採用、人事労務、労働保険・社会保険、税務等における手続・実務の知識がこの1冊でつかめる。

■他社事例を多数収録！外国人を雇用する際の留意点が、具体的にイメージできる！

■入管法改正（在留資格「介護」の創設、平成29年9月1日施行）及び技能実習法（平成29年11月1日施行）に対応したわかりやすい解説を掲載！

DAI-ICHI HOKI 第一法規
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

序　章　外国人雇用の現状

1　日本経済のグローバル化
2　日本における外国人雇用
3　業種別の外国人雇用―傾向と対策

第1章　入管業務の必要知識

1　入管法―外国人雇用への「扉」
2　パスポート―知っているようで知らない
3　ビザ(査証)―日本人にはなじみが薄い
4　在留資格―外国人雇用の「鍵」
5　入国管理局―在留手続の主な窓口
6　上陸手続―外国人が日本にやってくるには
7　在留手続
8　在留期間の更新―申請を怠ることはしない
9　在留資格の変更―新卒採用や異動時に速やかかつ慎重に行う
10　再入国許可申請―手続は大幅に簡素化
11　就労資格証明―中途採用時には取得がお勧め
12　資格外活動許可―在留資格外のアルバイトなど
13　在留資格の取得―子供が生まれたら
14　在留カード手続―外国人従業員の入国後に行う
15　住民登録―外国人も住民基本台帳制度の適用対象
16　永住権と帰化―日本での生活基盤を確立する
17　高度人材ポイント制―高度な知識・技術等を有する外国人の受入促進
18　入管法違反―入管法違反のリスクと罰則

第2章　在留資格

1　在留資格「介護」の創設
2　偽装滞在者に係る罰則の整備
3　外国人雇用における在留資格手続のポイント
4　不許可となる例
5　会社の規模等によって異なる手続時の必要書類
6　「技術・人文知識・国際業務」
7　「技能」
8　「企業内転勤」
9　「経営・管理」
10　「高度専門職」
11　「家族滞在」
12　「特定活動」
13　「短期滞在」
14　「介護」

第3章　研修・技能実習制度

1　研修・技能実習制度の目的と仕組み
2　中小企業としての技能実習生の受入方法
3　「研修」の必要書類
4　「技能実習」の必要書類
5　「技能実習１号」から「２号」、「３号」への変更の際の必要書類
6　技能実習計画の認定の欠格事由
7　技能実習生の保護と禁止行為
8　外国人建設就労者受入事業

第4章　募集・採用

1　外国人従業員の受入方法
2　外国人従業員の採用の流れ
3　外国人従業員の募集方法
4　外国人従業員の面接
5　賃金の設定方法
6　外国人従業員の内定・採用
7　外国人雇用状況の届出
8　外国人雇用のポイント

第5章　人事労務

1　外国人従業員にかかわる労働関係法令
2　雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務
3　安全衛生管理も企業の義務
4　外国人従業員と就業規則
5　外国人従業員と評価制度
6　外国人従業員の退職・解雇
7　労働基準監督署の調査・臨検への対応
8　外国人従業員の人事労務・他社事例

第6章　労働保険・社会保険

1　労働保険・社会保険への加入
2　「労働保険」に関する業務
3　「社会保険」に関する業務
4　「年金」に関する業務

第7章　税務

1　外国人従業員に対する課税
2　外国人従業員の「所得税」
3　外国人従業員の「住民税」
4　外国人従業員の「国外在住家族の扶養控除」
5　外国人従業員の「確定申告」
6　各種の手当・補助に対する税務処理
7　「退職金」にかかわる税務処理

平成28年11月18日，第192回臨時国会において「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立し，同月28日に公布されました（平成28年法律88号）。

これにより以下のような改正がなされました。

1　在留資格「介護」の創設

介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護（又は介護の指導）の業務に従事するための在留資格で、日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者が、在留資格「介護」の対象者となります。なお、在留資格「介護」の在留期間は、5年、3年、1年又は3月です。

図表2-1　在留資格「介護」取得までの典型的な流れ

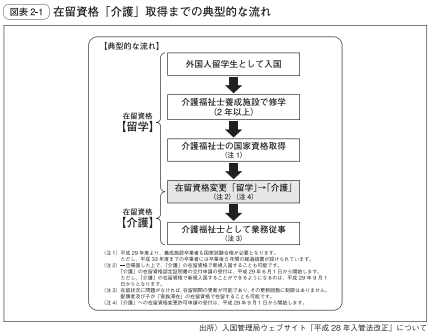

出所）入国管理局ウェブサイト「平成28年入管法改正」について

2　偽装滞在者に係る罰則の整備

1 新たに罰則の対象となる者

偽りその他不正の手段により、上陸許可を受けて上陸した者、在留資格の変更許可を受けた者、在留期間の更新許可を受けた者、永住許可を受けた者等は、3年以下の懲役又は禁錮、300万円以下の罰金のいずれか又は両方を科すものとされています。

なお、営利目的でこのような行為を行うことを容易にした者については、通常の幇助犯処罰の刑（正犯の法定刑の半分）よりも重い3年以下の懲役又は300万円以下の罰金のいずれか又は両方を科すものとされています。

2 在留資格取消事由の新設

日本において行うことができる活動が定められている在留資格（入管法別表第1の在留資格）によって在留しながら、実際はその活動をしていない外国人に対する在留資格取消事由として、在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合という新しい取消事由が定められました（入管法22条の4第1項5号）。

これまでは，在留資格に応じた活動を3か月以上行っていない場合に初めて在留資格の取消しが可能とされていましたが、平成28年入管法改正により新設された取消事由により、3か月経たない場合においても、在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、在留資格を取り消すことが可能となりました（ただし、正当な理由がある場合は除かれています）。

3 調査主体の追加

在留資格を取り消すかどうかを判断する前提となる事実の調査を入国審査官だけでなく入国警備官も行えるようになりました。

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>
第一法規　検索　CLICK!